

香川県企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成19年 3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第2号

香川県企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

香川県企業職員等の旅費に関する規程（昭和43年香川県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 483 795 515">香川県水道局企業職員等の旅費に関する規程</p> <p data-bbox="197 560 273 592">（趣旨）</p> <p data-bbox="152 600 1093 778">第1条 この規程は、公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣を含む。）のため旅行する水道局の企業職員及び水道局の企業職員以外の者（以下「企業職員等」という。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1227 483 1704 515">香川県企業職員等の旅費に関する規程</p> <p data-bbox="1189 560 1265 592">（趣旨）</p> <p data-bbox="1144 600 2085 778">第1条 この規程は、公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣を含む。）のため旅行する企業職員及び企業職員以外の者（以下「企業職員等」という。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。